

## 政務活動費活動報告（研修）

(1) 研修名：

地方議会議員セミナー「委員会の運営」

(2) 参加者：

赤井康彦、安藤博、辻真理子、矢吹安子、小川喜三郎

(3) 日時・場所：

平成26年11月18日（火）9時30分～12時

TKP 札幌カンファレンスセンター

### 【1. 研修目的】

市町村アカデミー客員教授で元市川市議会事務局長の大塚康男氏から「委員会の運営」について受講する。専門的な見地から審議する委員会が運営求められる中、その運営について議員の見識を高めることを目的とする。

### 【2. 結果報告】

(1) 内容

#### I 委員会の運営

① 地方議会は本会議中心主義で、国会は委員会主義である。

本会議中心主義の地方議会であるが、近年の委員会、特に常任委員会は所管の専門性が求められており、委員会の運営が変わりつつある。議員として所管に係る案件については十分調査研究をする必要がある。

② 委員会の性格

委員会は、本会議の予備的または内部的の組織である。本会議までの事前審査・予備審査を行い、本会議での判断材料となる。

役割としては、条例・予算審査、所管事項調査、条例案の提出。

③ 委員会の種類

- ・常任委員会 各部毎の横割り方式である。因みに予算や決算は縦割り方式。
- ・特別委員会 二つ以上の委員会にまたがる場合や市としての重要案件審査、100条委員会など。

④ 議会運営の流れ

議案提出→本会議質疑→委員会採決→委員長報告→質疑・討論→本会議採決

⑤ 委員会の運営

- ・会期日程は決めない
- ・本会議と比較して一時不再議は厳格でない。
- ・条例または予算の修正案は1人でも提出可能。但し、契約議案と人事議案は修正権無し。

#### II 再議

① 議会と長との関係

- ・長の不信任案・専決処分・再議

② 再議とは、議会の議決に対して長が違法性等と認めて異議を述べ再考を求める行為。

③ 一般的拒否権（任意的拒否権、再議権）

- ・ 条例の制定・改廃・予算等について長に異議があるときは議長から送付を受けた日から10日以内に理由を付して再議に付することができる。
- ・ 再議の対象は、議員提案の条例、長の提出した条例が修正された場合、長の提出した予算が修正された場合など。但し、否決は対象外。

④ 特別的拒否権

- ・ 一般的拒否権と特別拒否権が競合した場合は、特別拒否権が優先される。
- ・ 特別拒否権の対象は、違法議決、義務的経費を削減する議決、非常災害等を削減する議決に限られる。

Ⅲ 一時不再議

① 認定の基準は、同一会議中であることで同一内容であること。

- ・ 通年議会では、一時不再議に問題がる。

② 一時不再議の例外

- ・ 事情変更の原則 地方議会では会期が短いため事情変更は使えない

(2) 考 察

今回の講義から、委員会の役割は大きくなっており付託案件の審議は事前の調査研究がこれまで以上に求められていることを再認識した。委員会を運営するにあたり、その委員会の性格がどこにあるのかにより采配も変わるため、正副委員長は十分に理解し臨まなければならない。

彦根市議会で、度々議論となる「常任委員会に付託案件が無い場合」委員会を開催することができないかについて質問をしたところ、常任委員会は付託案件だけを審議する機関ではなく、むしろ「所管事項の調査」をする場であり、議長が閉会中の継続審査ならびに継続調査を宣言すれば開催できるとの見解でした。今後、議会運営委員会にて議論を求めたいと考える。